

豊川市・音羽町・御津町合併協議会
会議録
(第2回)

豊川市・音羽町・御津町合併協議会第2回会議 会議録

日 時 平成19年7月2日（月）午後1時30分開会
会 場 豊川市役所 本庁舎3階 協議会室

◎出席者

・会長

豊川市長 中野勝之

・委員

1号委員（副会長）

音羽町長 宇都野 武
御津町長 深谷 泰範

2号委員

豊川市副市長 寺部 富士雄
音羽町副町長 前 岨 健 朗
御津町副町長 山 口 惠 三

3号委員

豊川市議会議長 鈴 川 智 彦
音羽町議会議員 芝 田 久仁夫
御津町議会議長 波多野 文 男

4号委員

豊川市議会副議長 波多野 年
音羽町議会副議長 関 森 安 次
御津町議会副議長 山 本 和 美

5号委員

豊川市議会議員 美 馬 ゆきえ
豊川市議会議員 中 村 直 巳
豊川市議会議員 米 谷 俊 子
豊川市議会議員 野 中 泰 志
音羽町議会議員 二 村 良 子
御津町議会議員 鈴 木 總 治

6号委員

豊川市 学識経験者 小 川 孝 生
豊川市 学識経験者 白 井 俊 子
音羽町 学識経験者 青 井 茂 夫
音羽町 学識経験者 堀 内 幸 江
御津町 学識経験者 川 口 丈 弐

御津町 学識経験者 鈴木 冷子

顧問

愛知県東三河事務所長 林 昇平

◎欠席者

なし

出席した事務局職員

事務局長 本 多 俊 一 (豊川市)

事務局次長 大 竹 隆 夫 (豊川市)

主 幹 鈴 木 真喜生 (音羽町)

主 幹 二 村 敦 人 (御津町)

主 査 手 塚 巧 朗 (豊川市)

議事日程

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 会議録署名議員の指名
- 4 協議事項
 - (1) 「使用料、手数料等の取扱い」について
 - (2) 「介護保険事業の取扱い」について
 - (3) 「各種事務事業の取扱い 上下水道関係事業」について
 - (4) 「各種事務事業の取扱い 上下水道関係事業」について
 - (5) 「慣行の取扱い」について
- 5 報告事項
 - (1) 住民説明会の開催について
 - (2) 新市基本計画策定状況について
- 6 その他
 - (1) 合併協議会第3回会議について
日時 平成19年7月10日(火) 午後1時30分から
会場 豊川市役所 本庁舎3階 協議室
 - (2) その他
- 7 閉会

会 長

ただいまから、豊川市、音羽町、御津町、合併協議会第2回会議を開会させていただきます。

今日は、天気予報だと1日雨だということでございましたけれども、また良い天気になってまいりましたが、お忙しい中、お集まりいただきまして、まことにご苦労さまでございます。

それでは早速でございますが、本日の議事に入らせていただきます。ご協力をお願いします。

本日の会議につきましては、委員23人全員のご出席をいただいております。従いまして、協議会第8条第2項の規定により、本日の会議は成立いたしております。

それでは、審議に先立ちまして、議事録署名委員の指名をお願いしたいと思います。

今日は、前岨健朗委員さんと川口丈弐委員さんのご両名をお願いいたします。

それでは、本日は協議事項といたしまして、まず第1に使用料、手数料の取扱いを始め、全部で5件の協議事項についてご協議をいただきたいと思っております。

初めに、協議事項1、「使用料、手数料等の取扱い」についてをご審議をお願いします。

事務局から説明をしてください。

事務局

それでは、本日の協議事項1について説明させていただきます。

使用料、手数料等の取扱いについてでございます。

会議資料の1ページをご覧ください。

「使用料につきましては、原則として現行のとおりとし、合併後の新市において見直しを行うものとする。ただし、行政財産目的外使用料（電柱、電話柱等）、道路占用料、河川占用料、都市公園占用料、公共用物占用料については、合併時に豊川市の制度に統一する。

手数料については、合併時に豊川市の制度に統一する。」というものでございます。

別冊になっておりますA4版横の参考資料、こちらの1ページをご覧ください。

使用料、手数料につきましては、大まかな説明が参考資料1ページの下の方に一覧表として記載されてございます。

まず使用料でございますが、主なものにつきましては、1番目の公の施設の使用料、すなわち体育館や会館施設などで、市町に収入として収められる使用料が該当いたしますが、これらにつきましては、それぞれの施設で施設の規模、利用状況などに見合った料金設定ということにな

っておりますので、使用料については、原則として現行のとおりとするというものでございます。

ただし、現在の豊川市の施設におきましても、その料金設定の検討は随時行っておりますので、必要に応じて見直しはなされるというものでございます。

次に、行政財産の目的外使用料、その他の使用料についてでございますが、市町の所有する土地や道路、河川の区域に電柱などを設置する際の使用料でございますが、各市町で共通しているものでございますので、これについては、合併時に豊川市の制度に統一するというものになっております。

最後に手数料についてでございますが、主なものとしましては、窓口業務の手数料がでございます。これにつきましては、同じく参考資料1ページの上の方に、1市2町の現在の状況が記載されておりますけれども、ほとんど違いはございません。

一番下の2件、印鑑登録証交付手数料の関係につきましては若干異なっておりますけれども、こういった違いについては、合併時に豊川市の制度に統一をするというものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

会 長 　　ただいまの説明でございますが、違いは、印鑑登録交付手数料だけで、あとはないと思います。

　　本案に対する審議に入ります。

　　ご質疑等ありましたら、お出しいただきたいと思います。

　　はい、どうぞ。

波多野文男委員 　　証明書交付の手数料等とは、今言われたようにほとんど差はないわけですが、この公の使用料というところで、直接住民が利用する機会が多いのが公民館とか体育館なんかではないかと思うんですが、規模だとかに応じて絶えず見直しをしているということで、今後もその方法でいくということですが、現在のところで、体育館なんかの使用料等はどのぐらいの差があるかわかるでしょうか。

会 長 　　事務局から説明してください。

事 務 局 　　とりあえず体育館の使用料の差ということでよろしかったですか。

波多野文男委員 　　比較的皆さんよく利用する機会がある場所だと思うんですが、そこら辺がどのように差があるかと思ひまして。

事務局 体育館施設といいましても、いろいろな部屋があつたりしますけれども、広い競技場の部分でということですよ。今、比較表が部分的にはございますが、よろしいですか。すみません、申しわけございません。

先ほど、説明の方でさせていただきましたけど、一応原則としては現行のとおりお願いをしまして、それから、先ほど話題に出ていました施設といいましても、いろいろ規模等あるものですから、合併後にそうしたものについて見直しを含めて検討していきたいという提案でございますので、すみません、ちょっと細かい資料まで現在用意しておりませんので、申しわけございませんでした。

会長 合併時においては現行どおりやっていくと。そして、全体の中で、また、随時協議していくという状態ですね。はい、どうぞ。

関森委員 音羽町の関森です。

1点だけ、実は、今私のところに問い合わせがありますのが、例えば今体育館の使用の件で、例えばバレーとかビーチバレーの人たちが体育館を使用するのに、1年分の使用料を払っています。音羽町の方からの説明ですと、合併したときにはそこで一度切られるから、その料金を返すとか、使用できるかどうかの問題がまだ明確になっていないというような返事をもらっているということで、私のところへ、実はそういう体育館を利用しているサークルの人たちとかの問い合わせがあります。

今、使用料はそのままだよということになりますと、これを返さずに、この年度というか、3月いっぱいまできちんとそういう人達が使えるよというような回答をしてあげれると、その人達も、まず今年度に関しては安心するだろうというふうに思うのですが、その辺のところはちょっと誤解があるみたいで、12月までは使えるけれども、1月からはわからないよというふうなことで、料金も返すんだということを言われているというようなことがありますので、その辺をどういうふうに考えてみえるのか、お願いしたいと思います。

会長 幹事会で話し合っていると思いますので、幹事会の方の結論はどのようなか。

幹事長 基本的には、まだ個別の施設について、そういう細かいところまで私どもの方としては打ち合わせをしておりません。今後、分科会等の中で、そういった細かい打ち合わせをしていくというふうに考えておりますので、現在のところはそうした状況ですので、よろしく願いいたします。

会 長 はい、どうぞ。

関森委員 これは、やはり住民たちにとって、毎週、毎週、例えば決められた曜日に使っている人たちの話ですので、いつ頃までにお返事をいただけるのか。それを早く知らせてあげることによって、やはり安心すると思うんです。だから、その辺をいつ頃までにできるか、事務局の方でおわかりでしたら。

会 長 原則として、現状どおり行うということですが、その先のことについてはどうですか。

幹事長 早急に一度、分科会の方へ投げかけをしまして、結論を出していただけるような形でお願いをしていきたいと考えております。

会 長 分科会は。

幹事長 分科会に一回、早急にまとめるようには話をしますけれども。

会 長 来年やっていたら間に合わないからね。
はい、どうぞ。

前岨委員 音羽町同士でございますが、ご質問にありましたのは学校施設の体育館ですので、使用料ではないんです。協力金でいただいているんです。そこまで細かい話を事務局もしていないんですが、これは年度で払っておりますので、3月までそういう形でいきたいなと町としても思っているんです。使用料ではないものですから。

会 長 分科会がまだ開かれておりませんので、豊川では、例えば、でかい体育館が南中、東中なんて2,000人も入るような体育館でございます。中には15人ぐらいのバレーボールのお母さんたちが、2時間こうこうと電気をつけてやられるとかで、電気料金分ぐらいは協力費で払ってもらったらどうだというようなことが大きくなって、それで協力費をもらっていると。だけど、いろいろ細かいことがありますけれども、今、前岨委員さんが幹事会に出て、大体意向としては代表してお話いただいたと思いますから、来年3月までは今のような状態でいきたいということですが、副市長、それでよろしいですか。

幹事長 そういうことを念頭に置いて、幹事会で詰めていきますので。

会 長 そういうことでございますので。
ほかにございますか。
はい、どうぞ。

山本委員 御津の山本です。細かい話になりますけれども、今話題なっています
使用料の件で、公の施設、学校を初め体育館等まで、学校が皆さんに貸
してありますけれども、各市町それぞれ文化会館等がありますけれども、
これは後追いでまた出てくるわけでしょうか。ここにうたっていないです
から、これをちょっと確認だけしておきたいと思います。

会 長 はい、どうぞ。

事務局 文化会館の方の使用料のお話だと思うんですが、ここに書いてありま
すように、一応原則としては現行のとおりでいきたいと。合併後につき
ましては、文化会館、豊川市もそれから御津町も、音羽町もありますの
で、そうした規模、設備等のことを考えて料金の見直しを行う必要があ
るというふうに考えております。

会 長 はい、どうぞ。

山本委員 括弧書きの中に載っていないからお聞きしたんですけれども、そういう
ことですか。含まれるわけですね。結構です。

会 長 山口委員さん。はい、どうぞ。

山口委員 ここに一応、地方自治法225条にも載っている各市町の条例で定めて
いる公の施設、それがすべて含まれるというように、ご理解いただけれ
ば結構かと思います。

会 長 そういうことですね。
ほかにございますか。

(発言する者なし)

会 長 それでは特にご意見もないようですので、採決を行います。
協議事項1「使用料、手数料等の取扱い」についてを原案どおり決す
ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 ありがとうございます。ご異議なしと認めます。第1の議案は、先ほど申しましたように、原則としては現行どおりだが、来年3月をめどに分科会等で話し合いをするということで、またご検討をお願いします。それでは続きまして、協議事項(2)に移ります。
「介護保険事業の取扱い」についてご審議をお願いします。
事務局から説明をお願いします。

事 務 局 協議事項(2)「介護保険事業の取扱い」についてでございます。
資料は2ページをご覧ください。また、あわせまして、A4横長の協議事項参考資料の2ページをご覧いただきたいと思えます。
「保険料は、合併年度及び平成20年度は現行のとおりとし、平成21年度からは、新市における介護保険事業計画の中で決定する。
納期は合併時に豊川市の例により統一する。」というものでございます。
介護保険の保険料は、原則としまして3年ごとに見直しを行いまして、3年間は据え置きということになっております。
現在は、平成18年度から平成20年度までの3期目の介護保険事業計画の期間中でございますので、合併年度である平成19年度、それから平成20年度は、現行の保険料といたしまして、平成21年度からは、新市における介護保険事業計画の中で新たに決定していくというものでございます。
納期につきましては、若干の差異がございますが、合併時に豊川市の例により統一するというものでございます。
以上でございます。

会 長 協議事項第2でございますが、ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

会 長 それでは特にご意見がないようですので、採決を行います。協議事項2でございます。介護保険事業の取扱いについてを原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

それでは続きまして、協議事項(3)に移ります。

「各種事務事業の取扱い 上水道関係事業」について、ご審議お願いします。

事務局から説明をしてください。

事 務 局 それでは説明させていただきます。会議資料の3ページをご覧ください。

協議事項(3)「各種事務事業の取扱い 上水道関係事業」についてであります。

(1)水道料金ですが、「水道料金については、平成20年2月分の料金から豊川市の料金に統一する。」というものでございます。

横長の参考資料の方は3ページをご覧ください。

基本料金、従量料金とも口径や水量に多少のばらつきはありますが、例として示したように一般家庭においては、音羽町、御津町に比べて豊川市の方が料金は安くなります。

統一の時期については、集計期間の途中で料金を変更すると集計が煩雑になりますので、区切りのよい、合併後、最初に月が変わる2月分から豊川市の料金に統一することとします。

次に(2)加入分担金ですが、「加入金(分担金)については、合併時に豊川市の料金に統一する。」というものでございます。

参考資料の方は4ページをご覧ください。

加入分担金についても、音羽町、御津町に比べて豊川市の方が料金は安くなります。加入分担金は、水道料金のように集計期間は関係ありませんので、合併期日から豊川市の料金に統一することとします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

会 長 ただいま説明がありましたように、水道料金については2月分から、その次の上下水道の加入金は合併期日よりということでございます。質問等おありになりましたらお願いします。

(発言する者なし)

会 長 特にご意見もないようですので、採決を行ってよろしいですか。

それでは、協議事項でございますが、「各種事務事業の取扱い 上水道関係事業」について、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。
協議事項4に移ります。
「各種事務事業の取扱い 下水道関係事業」についてをご審議いただきます。
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは説明させていただきます。
会議資料の4ページをご覧ください。
協議事項(4)「各種事務事業の取扱い 下水道関係事業」についてであります。
下水道使用料については、平成20年2月分の使用料から、豊川市の使用料に統一するというものでございます。
横長の参考資料の方は5ページをご覧ください。
区分により多少のばらつきはありますが、右側の例として示したように、一般家庭においては、音羽町、御津町に比べて豊川市の方が安くなります。下水道料金についても上水道料金と同じ考えで、合併後、最初に月が変わる2月分から豊川市の料金に統一することとします。
以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

会 長 ただいまは、下水道関係の事業でございます。ご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、なしというお声がありましたので採決したいと思いますが、「各種事務事業の取扱い 下水道関係事業」について、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。
続きまして、協議事項(5)でございます。
「慣行の取扱い」についてをご審議いただきます。
事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは説明させていただきます。会議資料の5ページをご覧ください。

協議事項(5)「慣行の取扱い」についてであります。

市章、市民憲章、市の木・花、宣言は、豊川市の例によるというものでございます。

参考資料の方は6ページをご覧ください。

現在、各市町では、市章、町章、市町の木、市町の花、市民憲章、町民憲章が、このように制定されております。これらにつきましては、合併時に豊川市の例に統一するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

会長 説明が終わりましたので、本案に対する質疑に入ります。ご質疑等ありましたら、お出してください。

御津と豊川は、カタカナとひらがなと違うのか。音羽は、コアブラツツジというのが宮地山にあるんですか。これは、かわっても、生えていることは生えているので。

意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会長 それでは採決を行います。
ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 それでは、ご異議なしということで、原案どおり決することにいたします。

以上で協議事項は終わります。

報告事項に移ります。報告事項は2点ございます。

まず第1でございます。住民説明会の開催について、事務局から説明をしてください。

事務局 それでは説明させていただきます。

会議資料の6ページ、住民説明会の実施についてをご覧ください。

まず1、住民説明会の目的でございますが、地域住民に対して、合併の必要性並びに主要な合併、協定項目の調整結果、及び新市基本計画の内容を説明することで、豊川市、音羽町、御津町の合併に対する理解を

深めていただくことを目的とするものでございます。

次に、実施時期ですが、まことにお手数ですが、資料の訂正がございました。2行目の実施時間で「平日は午後7時から9時、土曜日は午後2時から4時及び午後7時から9時」とありますが、土曜日のところの「及び午後7時から9時」を、削除をお願いします。そして、日曜日は「午後2時から4時」の次に追加していただきたいんですが、「及び午後6時から8時」と追加をお願いします。

改めて始めから申し上げますと、実施時期は、平成19年8月1日、水曜日から8月5日、日曜日にかけて、平日につきましては、午後7時から9時まで、土曜日は午後2時から4時まで、日曜日は、午後2時から4時まで及び午後6時から8時まで開催するものでございます。

続きまして3、実施回数でございますが、各市町それぞれ2回ずつ総計6回を予定しております。

次に会場ですが、お手数ですが、こちらの資料の訂正がございました。上から5段目の「8月4日、土曜日、午後7時から9時まで音羽町文化ホールで開催」とありますが、これを「平成19年8月5日、日曜日、午後6時から8時まで」に修正させていただきますので、よろしくをお願いします。

改めて始めから申し上げますと、8月1日、水曜日午後7時から9時までが音羽町文化ホール、平成19年8月2日、木曜日午後7時から9時までが豊川市農業者トレーニングセンター、8月3日、金曜日午後7時から9時までが御津町中央公民館、8月4日、土曜日午後2時から4時までが御津町中央公民館、8月5日、日曜日午後2時から4時までが豊川市勤労福祉会館、8月5日、午後6時から8時までが音羽町文化ホールで開催するものでございます。

続きまして5、内容についてですが、開催あいさつの後、合併協議会の状況報告、新市基本計画及び合併協定項目の説明、そして最後に質疑応答を予定しております。

次に6、出席予定者ですが、首長及び副市町長、開催地選出の合併協議会委員、開催地の幹事、合併協議会事務局長及び職員の出席を考えております。委員の皆様には、ご予約をお願いしたいと思います。

続きまして7、周知方法ですが、合併協議会だよりに記事を掲載、そして、合併協議会ホームページに内容を掲載、そういったことを考えております。

最後に、その他といたしまして、8月5日、日曜日、豊川市勤労福祉会館で開催する説明会につきましては、手話通訳と託児を行う予定であります。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

会 長 説明が終わりましたので、ただいまの報告事項につきまして何かご質問がありましたらお願いします。

はい、二村さんお願いします。

二村委員 音羽町の日曜日に変更になりました時間ですが、午後6時からという理由は。やはり、女性は7時頃の方が出やすいと思うんですが、理由だけお聞かせください。

事務局 日曜日ということで、土曜日ですと午後7時から9時という時間なんですが、日曜日の夜ということで、次の日はお仕事等があるということで、1時間早めの開催で、その分1時間早く終わるように一応設定をさせていただきました。

会 長 余り女性のことは考えずに大体やったんだね。自分が早く帰りたいかったんだ。私も早く帰りたいけれども。

二村委員さんよろしいですか。

二村委員 はい。

会 長 二村委員さん了解と、こういうことでございます。ほかにありましたらどうぞ。はい、鈴川委員さん。

鈴川委員 訂正したやつをきちんともう一度出してよ。これからこういうことのないように。これは恐らく間に合うから、こういうのは誠意をもって出していただきたいと思う。訂正してくださいではなくて、訂正をしたものを出してください。希望です。

会 長 そうしてください。ほかにありますか。

(発言する者なし)

会 長 それでは、ないようでございますので、引き続きまして報告事項(2)に移ります。

「新市基本計画策定状況について」でございます。この新市基本計画の策定については、全体の計画案ができてから一括して協議事項として提案させていただきますので、今回は状況説明だけでございます。

状況説明について、事務局からお願いします。

事務局

報告事項(2)といたしまして、「新市基本計画策定状況について」で
ございます。前回の第1回協議会で骨子案をお決めいただきましたので、
その骨子案に基づきまして、現在、策定をしているところでございます。

策定状況について、ご説明させていただきます。資料は8ページをご
覧いただきたいと思っております。

「はじめに」ということで、合併の必要性を記載してございます。ま
ず、「日常生活圏の拡大と1市2町の結びつき」、それから9ページに
まいりまして、「新しいまちづくりの可能性」、10ページにまいりまし
て、「新たな時代の自治能力の向上と将来の持続ある発展への対応」の
4項目を記載してございます。

次に、12ページでございますが、計画策定の方針でございます。1番、
計画の趣旨としましては、新市の速やかな一体化を促進し、地域の均衡
ある発展と市民福祉の向上を図るための方策を示すものとしております。

2番、計画の構成でございますが、合併後の新市の基本方針、基本方
針を実現するための施策、公共施設の統合整備及び財政計画を中心とし
て構成しています。

3番、計画の期間でございますが、合併年度の19年度及びこれに続く
10年度間である平成19年度から平成29年度としております。

4番、計画策定に当たっての留意事項ということで、四つの事項を記
載しております。

次に、13ページから14ページにかけましては、新市の現況というこ
とで、①位置と地勢や②歴史的特性などの概況、さらに交通環境について
記載してございます。

次に、15ページから16ページにかけましては人口動向、17ページでは
産業動向につきまして、1市2町それぞれの現況を踏まえながら、合併
した場合にどのような人口になるのか、あるいは就業構造になるかとい
うようなことを位置づけておりますので、またご覧いただければと思
います。

続いて、18ページでございます。この地域における課題ということで、
各市町でそれぞれ作成した総合計画等で示されているまちづくりの共通
の方向性や社会経済情勢の変化への共通認識等から、この地域における
課題を記載してございます。

こういった課題を踏まえまして、次の19ページからの“まちづくり”
の基本方針でございますが、新市の将来像、「光と緑に映え、ゆたかで、
住みよい、夢のあるまち」としております。これは、平成18年3月に作
成しました豊川市の第5次総合計画における豊川市の将来像と同じ文言
としております。

次に、20ページから21ページでございますが、新市の将来像を実現していくためのまちづくりの目標を定めております。

それから、22ページ以降でございますが、主要指標の見通しということで、総人口、年齢3区分別人口、世帯数の将来見通しを記載しております。

初めに、総人口、これは目標人口に当たりますが、平成29年における総人口を約16万3,000人としております。これは、コーホート要因法という統計手法により、推計をしております。この推計によりますと、平成27年にピーク約16万3,200人を迎えます、以降は減少傾向が見込まれます。合併に伴う効果により、ピーク時の16万3,000人を維持するというような形で目標人口としております。

それから、23・24ページの年齢3区分別人口と世帯数につきましては、トレンドの手法をとりまして数字を見込んでおります。

それから、25ページでございますが、新市の都市構造ということで、新市の都市構造の基本的な考え方を記載してございます。1市2町が合併によって一つの都市として新しく誕生し、それぞれの特徴を生かしながら均衡のとれた発展を目指すため、新市の将来都市構造を設定しております。設定の仕方としましては、面的なゾーン、地区の顔となる拠点核、これらのゾーンや拠点核を結ぶ軸によって構成をしております。

ゾーンにつきましては、にぎわいのゾーン、くらしのゾーン、田園ゾーン、自然環境ゾーンの四つに分けております。

拠点核としましては、地域にぎわい核、産業拠点核、交流・コミュニティ核、海の交流核の四つを拠点核として位置づけております。

さらに、軸としましては、河川であります水・緑ふれあい交流軸、高速道路や鉄道であります広域交流軸、地域幹線道路などの地域連携軸、それから、これからの1市2町の結びつきを強固なものとし、新市としての一体感の醸成につながるよう、各拠点を結びつけるラインを地域発展軸としております。これらを図に落としたものが、26ページ下の新市都市構造図となっております。

次に、27ページにまいりまして、4、新市の施策についてでございます。重点プロジェクトでございますが、新市の将来像を戦略的かつ効果的に実現させるため、29ページ以降に出てまいります分野別主要施策を相互に関連させ、まちの活力を高め、新市の一体性を確保できる波及効果の高い事業群ということで、①の都市基盤整備プロジェクトから④の自立協働連携プロジェクトまでの4項目を重点プロジェクトとして位置づけております。

次に、29ページをごらんください。

分野別主要施策でございます。ここでは、6つのまちづくりの主要課

題に対応した、分野別の主要な施策が位置づけてございます。

1、安全・安心として、①の交通安全対策の強化から⑩の水の安定供給まで10項目を挙げ、その下に、30ページでございますが、交通安全対策の推進を始めとする11項目の主要事業と、その事業の内容を記載してございます。

次のページ以降、同様の構成によりまして、31ページから32ページにかけては健康・福祉、33ページから34ページにかけては建設・整備、35ページから36ページにかけては教育・文化、37ページから38ページにかけては産業・交流、39ページから40ページにかけては行政・協働について記載してございます。

説明は以上でございますが、本日は報告事項でございますので、これで確定したというものではございません。次回の第3回協議会で県と協議するための新市基本計画素案をご協議いただく予定でございますので、今回の協議会資料をご覧くださいまして、ご意見がございましたら、できましたら次回の第3回協議会までに事務局までお寄せいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

会 長

ただいま説明がありました新市計画であります、これはどこの市町も県・国へ合併する時点においては出すべき筋合いのものでございますけれども、その中間発表として今ご説明があったわけでありまして。

次回のときには、状況報告ではなしに全体計画が出ると思っておりますので、それまでにご意見がありましたら、事務局の方に、こういう問題についてはいかがですかということをご進言お願いいたします。

以上で、本日予定されたものはすべてでございます。

それでは事務局から、次回の日程等について説明をお願いします。

事 務 局

次回、第3回の協議会の会議の開催につきましては、7月10日、火曜日午後1時30分から、場所は本日と同じ豊川市役所協議会室でございます。ご予約をお願いしたいと思います。

次回の議題としましては、財産及び債務取扱いを始めとしまして、全部で10項目程度の協議を予定しております。よろしくお願いをいたします。

なお、お知らせですが、当協議会のホームページを、前回話題が出ましたけれども、本日付で開設をいたしました。本日配付資料の次第にホームページのアドレスを記載しておりますので、また一度ご覧をいただきたいと思います。

なお、豊川市、音羽町及び御津町のホームページにもリンクをされて

おりますので、関係市町のホームページから入ることもできますので、
よろしく願いいたします。

以上でございます。

会 長 ただいまお聞きのように、第3回目の会議は7月10日午後1時半から、
この場で行いたいと思います。よろしく願いします。

それでは、以上で本日予定いたしました案件の審議はすべて終了しま
した。皆さんご苦労さまでございました。

何か特にございますか。

はい、どうぞ。

鈴木冷子委員 先ほど事務局へ何かということ、今日はすごく盛りだくさん、私は
とても気になる内容もありまして、こういうところでお聞きして、知ら
ないことを教えていただいたりとか、皆さんがいらっしゃるところの方
がと思ったりしたこともあったんですが、個人的に事務局の方へ伺って
お聞きしたりということによろしいんですか。

会 長 それでいいと思います。

鈴木冷子委員 事務局の方へ。では、ご連絡して伺った方がよろしいですか。

事 務 局 事務局は、だれかいつもおりますので、ご都合のいいときにお寄りい
ただけたらと思います。

鈴木冷子委員 では、お願いします。

会 長 前の方に座っている5人のうち、大体いつも私のがぞくと3人ぐらい
おりますので。向こうの庁舎の一番こっち側です。

事 務 局 一番東端です。2階です。

会 長 2階の一番こっち側です。たくさんあったら、そこで何時間でもお話
しいただきたいと思います。ここだと、みんな一人一人出しているのと
とても長くなりますので、また、その間、大分時間がございますので願
いします。

それでは、ご苦労さまでございました。

午後2時18分閉会

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成19年7月10日

豊川市・音羽町・御津町合併協議会

会 長

署名委員

署名委員